

令和4年度 社会福祉法人西ノ島町社会福祉協議会 事業計画

= 基本理念 =

みんなで支え合い生涯を現役で過ごせるまちづくり

= 基本方針 =

- 1、 住民参加、協働による福祉の町づくりを目指します
- 2、 地域における利用者本位の福祉サービスを実施します
- 3、 地域に根ざした総合的な支援体制の整備を目指します
- 4、 地域の生活課題に基づく先駆的な取り組みに向けて、たゆみない挑戦を致します
- 5、 積極的な情報公開や説明責任を果たします
- 6、 効果的、効率的な事業運営につとめます

事業方針

令和 2 年初頭からの新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済活動の制限が長期化する中、地域生活課題はさらに深刻化・複雑化している。

国の福祉施策の基本コンセプトである「地域共生社会の実現」に向け、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築していくうえで、社会福祉協議会の果たすべき役割はますます重要となっている。

島根県社協では「オールしまね社協ブランド」の構築に向け、令和 4 年度から取り組むことになった。(県内 20 社協が共有し取り組む)

ビジョン	誰もが住みなれた地域で、お互いに支え合いながら安心して生きがいを持ち、自分らしく暮らしていける島根（まち）づくり
ミッション	・住民主体の地域福祉活動の実践　・社協らしい個別支援の実践 ・地域福祉を進める人材の育成　・行政とのパートナーシップの構築
行動方針	・つなげる　・受け止める　・挑戦する

これを受けて当社協でも、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」「福祉教育」について効果的に情報発信を行い、専門職による多職種連携や他機関協働、地域住民やボランティア等との協働による地域づくりを推進していく。

ここ数年、福祉関係の人材不足は顕著となり、今後の事業の継続や将来的な福祉の在り方について、行政・医療機関・他の社会福祉法人と連携し検討していく必要がある。併せて「西ノ島町地域福祉計画・西ノ島町地域福祉活動計画」の策定を行政と一体的に取り組んでいく。

重点目標

【地域福祉】

- ・西ノ島町や社会福祉法人連絡会等関係機関と連携し、学校や地域で福祉について学ぶ機会を設け「わが町の福祉」について住民自らが関心を持ち、福祉活動に取り組むことができるように支援する。
- ・「地域応援隊」の今後の在り方についてニーズ調査を行い、課題を分析したうえで住民相互の助け合いのしくみづくりについて検討していく。
- ・積極的に地区に出かけ、住民の声を聴く機会を増やし地域の活動を支援する。
- ・民生児童委員協議会と協力し地域での課題・問題の早期発見に努め、各関係機関と連携し課題解決を図る。
- ・福祉や社協の事業に関心をもってもらえるよう、ホームページ、西ノ島チャンネル、広報誌、SNS 等を活用し、地域で実践されている福祉活動や事業の PR に努める。

【在宅福祉】

○訪問介護事業

- ・安心して自宅で過ごせるように、医療機関やケアマネジャー他関係機関と情報を共有

しサービス提供を行う。

- ・職場内研修やヘルパー間の勉強会を定期的に行うことで、介護技術やマナーの向上に努める。
- ・一人ひとりに寄り添ったサービスを提供するために、日々の支援の中で心身の変化を注意深く観察し、ヘルパー間で情報を共有し、より良いサービスにつなげる。
- ・日々の関わりの中で常に状態の変化を把握し、職員間で情報の共有をすることで、利用者様の必要としているサービスに繋げていく。

○居宅介護支援事業

- ・利用者・家族の気持ちや想いに寄り添い、住み慣れた自宅や地域で、その人らしい自立した生活を送るために、地域包括支援センター・医療機関・福祉事業所・地域の方々と連携し適切なケアマネジメントを行う。
- ・介護保険制度や関連する制度について理解を深め、総合的な相談に応じることができるよう専門性を高める努力をする。
- ・居宅サービス計画書について、研修で学んだことを活かしながら、「利用者本位」「利用者の自立支援」を意識して作成し、利用者・家族とともに専門職と協働して課題解決に向けて取り組む。

○小規模多機能型居宅介護事業

- ・一人ひとりの暮らしに合ったサービスを提供する。
- ・地域との関わりを大切にし、地域の方が足を運びやすい事業所づくりに努める。
- ・それぞれが役割を持ち、楽しみや生きがいを感じる居場所づくりを心がける。
- ・本郷の理念や基本方針を職員一人ひとりが理解し、その実現のためにスキルアップやマナー向上に努める。

実施計画

法人運営

地域福祉推進を担う組織として求められる専門性を高め、組織経営基盤の強化に努める。

- ・理事会 年4回
- ・評議員会 年3回
- ・監査会 年1回
- ・内部経理監査 年2回
- ・部会 随時（総務部会・福祉事業部会）
- ・評議員選任・解任委員会 随時
- ・委員会 随時：生活福祉資金調査委員会・民生応急融通資金審査会・事故調査委員会
- ・経営組織のガバナンス（企業統治）、財務規律の強化、事業運営の透明性の向上に取り組むとともに、地域における公益的な取り組みを実践する。
- ・関係法令を遵守し、地域住民、関係機関・団体からの信頼に確実に応える法人運営を行う。
- ・「美田コミュニティセンター」の指定管理を受託し、円滑な運営・管理を行う。
- ・外部研修（リモート研修含む）への積極的な参加や、職場内研修の充実を図り、職員のスキルアップを支援する。

一般事業

1、生涯を自分らしくいきいきと暮らせるまちづくり

生きがいをもって充実した生活を送ることができるよう、ボランティア活動や地域活動ができる環境づくりを進め活動の支援を行います。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
ボランティアの育成と充実	1 ふれあいセンター事業	<p>地域住民や関係機関と連携・協力し、住民参加による事業の推進に努める。また、生活支援体制整備事業と連動し、地域の実情に合った新たな支え合い活動の体制づくりに向けて取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会の開催（年3回） ・地域応援隊のニーズ調査の実施と、今後の事業展開に向けた検討 ・地域の様々なニーズに応える支え合い活動の創出、団体の立ち上げ支援 ・各種団体のネットワーク化 ・情報紙の発行やホームページ、社協だよりを活用した広報活動の充実 ・各種補助金や助成金の紹介と活動支援 ・福祉教育の推進 ・地域交流事業等の支援 	自主財源
	2 ボランティア啓発、ボランティア研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あいサポート運動を推進するため、あらゆる機会を捉えて研修会を実施する。 ・子育て支援者交流会の開催 子育てサポーターと子育て中の保護者の交流を通して制度の周知を図る。 	<p>自主財源</p> <p>共同募金配分金事業 30千円</p>
生きがいづくり	1 ボランティア活動支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自らが参画し、地域の多様な課題を解決するために実施するボランティア活動を支援する。 	共同募金配分金事業 55千円×7団体

2、みんなで支え合うまちづくり

地域住民が主体となり、助け合いや見守り体制が確立できるよう関係機関と連携しながら地域の実情にあった福祉活動を支援します。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
住民参加を促す活動の推進	1 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域における一体的な生活支援サービス等の提供体制の整備を推進する。 ・生活支援ネットワーク会議に参加・協力 ・地域ケア会議、フレイル予防検討会への参加と地域課題の共有 ・事業の啓発を目的とした講演会の実施 ・ネットワークの構築 ・広報紙等による地域資源・地域活動の紹介 ・資源マップや地域資源一覧表の周知・活用方法の検討	西ノ島町受託事業
	2 広報・啓発事業	事業内容をわかりやすく住民に知らせるために広報活動の充実を図る。 ・ホームページの活用 ・情報の公表や事業活動の見える化 ・社協だよりの発行（年4回） ・「オールしまね社協ブランド推進員」として広報の中心的な役割を担う職員を育成する。 ・SNSを活用した情報発信を検討する。	自主財源
	3 相談・情報提供	ふれあいセンターの運営によるボランティア活動の把握、相談、調整、情報提供を行う。	自主財源
地域の実情にあった福祉活動の推進	1 みんなで支え合うまちづくり推進事業	地域が抱える様々な課題に対して、地域住民が主体となって課題解決に向けて取り組む活動を支援する。	共同募金配分金事業 55千円×7地区
	2 歳末おそば配食事業	歳末にあたり、町内の80歳以上の一人暮らしの高齢者と夫婦ともに80歳以上の高齢者の世帯を対象におそばの配食をし、併せて安否確認をする。	共同募金配分金事業 66千円 (民生児童委員協議会の活動に協力)

3、安心して快適に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安心して過ごせるよう在宅福祉サービスの充実に努めます。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
在宅福祉サービスの充実	1	小規模多機能型居宅介護事業 住み慣れた地域での生活を維持することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、通い、訪問及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援する。	介護保険事業 介護給付対象者： 要介護1～5 予防給付対象者： 要支援1・2
	2	居宅介護支援事業 利用者が自立した生活を送れるよう、介護支援専門員が本人や家族の意向に沿って居宅介護サービス計画を作成し、適正なサービスが確保されるように、サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を図る。 定期的にケアプランチェックを行い、サービスの適正化と職員の資質向上を図る。	介護保険事業 介護給付対象者： 要介護1～5
	3	訪問介護事業 適正な介護計画のもとに、利用者の自立した生活を支援するために、訪問介護員が居宅を訪問して、身体介護、生活援助、相談援助等の必要なサービスを提供する。	介護保険事業 介護給付対象者： 要介護1～5
	4	第1号訪問事業 利用者が要介護状態になることを予防し、居宅で自立した日常生活が送れるよう、訪問介護員が居宅を訪問して生活援助等を行い、生活機能の維持向上を図る。	総合事業対象者 予防給付対象者： 要支援1・2
	5	居宅介護事業 障害者総合支援法に基づく介護給付費の支給決定を受けた利用者に対し、訪問介護員により居宅において、利用者の状態に応じた身体介護、家事援助等のサービスを提供する。	障害者総合支援法に基づく事業
	6	配食見守りサービス事業 栄養改善や安否確認等が必要と認められた高齢者や障がい者に食事を届けることで、安心した在宅生活を送れるよう支援する。週5回（月～金）夕食のお弁当をボランティアにより配食する。	西ノ島町受託事業 利用料1食 <u>500円</u>

在 宅 福 祉 サ ー ビ ス の 充 実			<ul style="list-style-type: none"> ・配食ボランティア交流会の開催 ・食中毒予防講習会の開催 	
	7	認知症総合支援事業	<p>認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員として、チーム員会議に参加する。</p> <p>また、支援のための情報の収集及び提供を行い、研修会や交流会を実施する。</p>	西ノ島町受託事業
	8	ヘルパーほっとサービス事業	<p>高齢者や障がい者等の、制度の枠内で対応できない通院介助・入退院時の支援・薬届け等の生活援助を行うため、ヘルパーが訪問し安心した在宅生活を送れるよう支援する。</p>	地域公益活動 自主財源 利用料 1 時間 <u>600 円</u>
	9	地域交流サロン事業	<p>制度の狭間でサービスの利用ができない人や、サービス利用に繋がらない当事者を対象に、外出の機会をつくり、居場所づくりを目的に日向喫茶を開催する。</p> <p>関係機関やボランティア等の協力も得て、参加者や家族の交流を図る。(月 1 回)</p>	地域公益活動 (西ノ島町法人連絡会主催) 自主財源 利用料 1 回 <u>100 円</u>
	10	産前・産後家事支援ヘルパー派遣事業	<p>体調不良等により家事を行うことが困難(安静が必要等)な妊産婦で、日中に家族等から援助を受けられずに支援が必要な方に対して、ヘルパーを派遣し、必要な家事援助を提供する。</p>	西ノ島町受託事業 利用料 30 分 <u>250 円</u>
	11	福祉運送(移動支援)事業	<p>車椅子・ストレッチャー等を利用しないと、移動できない人(地域ケア会議で決定し登録制とする)に対して、福祉車両を利用し病院の送迎・隠岐汽船の乗降のための送迎を行う。(利用者負担なし)</p>	西ノ島町受託事業
	12	福祉用具貸し出し事業	<p>高齢や障がい等により、日常生活に支障のある人に必要な福祉用具を貸し出し、在宅生活を支援する。</p> <p>(電動ベッド・車椅子・エアーマット等)</p>	地域公益活動 介護保険外(有料)
	13	生活福祉資金貸付事業	<p>低所得者・障がい者・高齢者・失業者等からの相談に応じ、自立支援に向けて必要な資金貸し付けを行う。</p> <p>生活困窮者に対し貸付金等の相談を行い、行政と連携し、自立した生活を送ることができるよう支援する。</p>	(資金貸付主体： 県社協)

在宅福祉サービスの充実	14	民生応急融通資金貸付事業	低所得者・障がい者・高齢者・失業者等を対象に、生活困窮時における資金の貸し付けを行う。また、急迫状態にある生活困窮者に対する緊急現金貸付も併せて行う。	地域公益活動 貸付限度額：50千円 (緊急現金貸付：10千円)
	15	日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方を対象とし、日常の金銭管理・各種福祉サービスの利用援助・重要書類の預かりサービス等を行い、利用者が安心して日常生活を送れるよう支援する。	県社協受託事業 利用料1時間 1,200円
子育て支援	1	子育てサロン事業	子育て中の親子や妊産婦が「楽しく、気軽に、無理なく自由に、どこでも」をキーワードに子育てを楽しみながら参加できるサロンを開催し、仲間づくりを支援する。 月2回(第2・第4木曜日) 月1回(第3木曜日は社協主体：地域公益活動)	民生児童委員協議会の活動に協力 (共同募金配分金事業) 65千円 (利用料：1世帯50円)
	2	一時預かりサービス	地域応援隊の協力会員が子どもを短時間預かることにより、子育て世代の支援を行う。	(利用料：1時間600円)
	3	赤ちゃん訪問事業	年度内に産まれた新生児を対象に、保健師の新生児訪問に併せて民生児童委員が訪問し、図書カードを贈呈するとともに、子育てサロンへの参加を促す。	共同募金配分金事業 30千円

4、福祉の心を育むまちづくり

啓発活動や福祉教育の推進、関係機関との連携を図りながら、住民相互の支え合いによる地域づくりを進めます。

項目	事業名	事業のねらい、実施内容等	備考
意識を高める活動の推進	1	福祉教育推進事業 西ノ島小学校、西ノ島中学校が年間を通して、福祉活動や地域の人や高齢者等とのふれあいを通して福祉に関心を持ち、思いやりの心を育てる福祉教育推進活動を支援する。	共同募金配分金事業 80千円 (小学校40千円) (中学校40千円)
	2	ふくしの学び合い推進事業 ○学校における福祉教育の実践 ・地域の社会資源や社協の事業を知ってもらい、地域との交流を図る。 ・福祉体験学習や職場体験学習の受け入れ ○地域における福祉教育の実践	

意識を高める活動の推進			<ul style="list-style-type: none"> ・地域に出かけ地域課題を共有し、「自分自身や地区でできそうなこと」について話し合う機会を設ける。(大山・三度・別府) ・ボランティア交流会を開催し、地域での支え合いの重要性や介護予防等について学ぶ。 	
	3	各種助成金の紹介や活動の支援	各種助成事業の啓発、申請受付、活動の支援を行う。	
ネットワークの推進	1	各種関係機関等との連携強化	<p>各種連絡会に参加し、関係機関との連携を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者就労支援連絡会議 ・療育ネットワーク会議 ・隠岐圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会議 ・西ノ島町中央公民館運営審議会 ・西ノ島町社会教育委員会 ・西ノ島町健康づくり推進協議会 ・西ノ島町地域ケア会議 ・西ノ島町サービス調整会議 ・デイサービス、短期入所事業所との連絡会 ・和光苑入所判定会 ・社会福祉法人連絡会 ・フレイル予防検討会 ・要保護児童対策地域協議会 等 	

その他

○西ノ島町共同募金委員会の事務及び事業

赤い羽根共同募金が西ノ島町内で活用されていることを周知するため、小中学校での福祉教育や社協だより等でPRを行う。

運営委員会 4回、審査委員会 2回、監査会 1回、募金ボランティア連絡会 1回

○西ノ島町民生児童委員協議会の事務及び事業

定例会 5回、学校・保育所・施設訪問、各種研修会、歳末おそば配食事業、子育てサロン事業、赤ちゃん訪問事業、登校時見守り活動

○西ノ島町高齢者クラブ連合会の事務及び事業